

産 業 構 造 審 議 会

令和7年11月18日

経済産業大臣
赤澤 亮正 殿

産業構造審議会
会長 筒井 義信

選定事業者の選定に係る答申について

令和7年10月29日付け20251027情第1号により、産業構造審議会に対してなされた情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第62条第1項に規定する指定高速情報処理用半導体の生産施設の設置並びに指定高速情報処理用半導体の試作及び需要の開拓その他の指定高速情報処理用半導体の生産を安定的に行うために必要な取組を最も適切に実施することができる者と認められる者の選定に係る諮問について、以下のとおり答申する。

Rapidus 株式会社（以下、「応募事業者」という。）から提出された実施計画について、同法及び令和 7 年経済産業省告示第 1 2 6 号に規定する経済産業大臣が指定する半導体の生産を安定的に行うために必要な取組を最も適切に実施することができると認められる者を選定するための公募の実施に関する指針（以下、「指針」という。）に照らして審査を行った結果、適切であると認められるため、同社を同法第 6 3 条第 2 項第 7 号の選定事業者として選定することが適当と考える。

ただし、別紙 1 の審査結果を踏まえ、選定事業者に対して、別紙 2 の事項を実施計画へ反映させることを求めるとともに、政府及び独立行政法人情報処理推進機構（以下、「IPA」という。）に対して、別紙 3 のとおり実施計画の進捗状況をモニタリングすることを求める。

審査結果

応募事業者から提出された実施計画について、同者マネジメント層からの複数回のヒアリングや事業拠点の視察、それらを通じて得られた補足資料、経済産業省の委託事業によるデューデリジェンス調査報告（デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、アーサー・デイ・リトル・ジャパン株式会社、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業が実施。）を通じて、現時点でできる限りの情報を収集・確認し、必要な分析を行ったところ、審査結果は次のとおりである。

1. 中期計画

- ・技術開発、事業戦略、財務計画及びガバナンス等について、それらに係る中期計画が一体的であると認められる。

2 ナノメートル世代のロジック半導体を 2027 年度中に量産開始し、その後、2～3 年ごとに最新世代を量産する中期的なロードマップとそれを裏付ける中期計画について、先端世代を製造・販売する他社で想定される取組も参照しつつ、応募事業者の技術開発面、事業面、財務・ガバナンス面に関する指針記載事項への適合性を踏まえ、それらに係る中期計画が一体的であると確認した。

また、実施計画について、足下の技術的基礎と今後の技術開発計画を前提に、市場の需給ギャップや有力な顧客の獲得を見据え、適切な設備投資を必要なタイミングで実施し、次世代半導体の量産によって得られた営業キャッシュ・フローを次の世代の設備投資等へ充てることから、技術開発面、事業面、財務・ガバナンス面が全体として整合性がとれているため、適切であると確認した。

さらに、投資が先行することによる資金不足を補うための資金調達計画や、2029 年度以降の営業キャッシュ・フローの継続的な黒字化、2030 年度頃の営業利益の黒字化、2031 年度頃のフリー・キャッシュ・フローの黒字化、その後の黒字基調の拡大といった目指すべき財務目標について、達成可能な中期計画として適切であると確認した。

2. 技術開発面

- ・公募対象半導体の生産を開始するとともに、特定取組（情報処理の促進に関する法律第 6 3 条第 1 項の特定取組をいう。以下同じ。）を継続的に実施していく観点等から、公募対象半導体の技術開発に係る計画・体制について確認したところ、適切であると認められる。
- ・公募対象半導体に係る技術上の情報を適切に管理するための体制が整備されていることを確認したところ、適切であると認められる。また、公募対象半導体の生産に有用かつ中核的な技術（公然と知られていないものに限る。以下「コア技術」という。）を特定し、実施

計画に記載した上で、その流出を防止するために、指針第4章第14条第3項（1）から（4）までの措置が実施されていることを確認したところ、適切であると認められる。

応募事業者は、2022年11月より、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、「NEDO」という。）の実施するポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業において次世代半導体の委託研究開発プロジェクト等の採択を受けて、2ナノメートル世代の2027年度中の量産開始に向けた研究開発と、先端後工程に関する技術開発を進めている。それらの計画と進捗については、NEDOにおける技術推進委員会と技術審査委員会が確認や審査を行っている。

応募事業者の有する技術的基礎及び今後の技術開発に係る計画・体制について、本年9月末の技術推進委員会の審議とその後の進捗状況を確認した上で、評価を行ったところ、2ナノメートル世代の量産に係る目標達成に向けたアプローチ・施策は整合性がとれているため、適切であると確認した。また、その先の技術開発の計画についても、現時点の考え方としては適切であると確認した。

なお、上記の評価にあたっては、例えば、

- ・トランジスタの電気特性向上について、先端世代を製造・販売する他社で想定される電気特性をベンチマークしつつ、トランジスタ構造の設計改善や製造技術高度化による性能実証といった、応募事業者の米国アルバニー拠点と千歳拠点におけるこれまでの取組を踏まえた今後の電気特性の向上に関する取組の方向性が妥当であることを確認した。
- ・歩留まり改善について、先端世代を製造・販売する他社で想定される取組をベンチマークしつつ、応募事業者特有の取組（全枚葉方式や新たな方式の搬送システム等による短い期間での試作・改善等）が歩留まり向上に対して効果的な影響をもたらすことや、想定される顧客特性を踏まえた歩留まり改善に必要となる体制整備の計画等について確認し、応募事業者が想定している歩留まり向上計画の妥当性を確認した。
- ・顧客の製品開発・設計に必要となるPDK（Process Design Kit）やIPの整備について、主要EDA（Electronic Design Automation）ベンダーやIPベンダーと協業しながら、応募事業者が想定する量産開始や顧客獲得に向けた計画と整合する形で進められていることを踏まえ、その計画の妥当性を確認した。
- ・研究開発に係る人材確保・育成や他の企業・機関とのアライアンスについて、国内外の経験者人材の採用や出向者受入れによる中堅・シニア人材の充実、大学・高専等との連携による新卒採用、現場におけるOJT（On the Job Training）を通じた若手人材の育成、国内外の研究機関、装置・素材メーカー、EDAベンダー等との協業等から、その計画が適切であると確認した。
- ・知的財産の保護・活用等について、応募事業者が受けている技術ライセンスの継続性を確認した。また、先端世代を製造・販売する他の事業者の取組を参考としつつ、事業継続に必要な知的財産の構築や、その保護・活用に向けた特許申請や技術流出防止対策等を踏まえ、その計画が妥当であると確認した。

3. 事業面

- ・公募対象半導体の生産に係る事業戦略について、次の1から3までの観点等を踏まえて確認したところ、適切であると認められる。
 - 1 獲得を見込む市場の成長性や需給見通し等を踏まえ、市場獲得の可能性があること。
 - 2 競合他社と比較して、将来の競争優位性が見込まれる計画であること。
 - 3 顧客の獲得について見込みがあること。
- ・事業戦略に照らし、公募対象半導体の生産設備の整備に係る計画を確認したところ、適切であると認められる。
- ・生産設備や原材料等の安定的な調達に係る取組を確認したところ、適切であると認められる。

ターゲット市場の成長性や需給見通し等を踏まえた市場獲得の可能性、先端世代を製造・販売する他社との差別化を含めた顧客獲得戦略、事業戦略に照らした設備投資計画、必要な部素材の輸送経路・体制、工業用水等の確保を含む製造装置・原材料等の安定的な調達に係る取組等を踏まえ、応募事業者の事業面に関する計画内容が適切であると確認した。

なお、上記の評価にあたっては、例えば、

- ・市場獲得の可能性について、複数の情報源を基にした市場全体やアプリケーション別の需給予測、先端世代を製造・販売する他社による製品の販売開始時期や生産能力の見通し、価格設定や顧客獲得戦略を確認し、その妥当性を確認した。
- ・顧客獲得戦略については、
 - －現時点では顧客獲得がまだ確約される事業段階にないが、先端世代を製造・販売する他社で想定される顧客獲得戦略等も参照しつつ、足下のマーケティング活動の状況等を基に、ターゲット市場の全体像や、生産開始時期、販売価格、販売数量の見通しを確認すること等で応募事業者の顧客獲得戦略の妥当性を確認した。
 - －このうち、販売価格や販売数量の見通しについて、先端業界における過去の価格設定、今後想定される価格動向や顧客動向を参照しつつ、応募事業者特有の取組（全枚葉方式や新たな方式の搬送システム等による短い期間での試作・改善、独自の設計開発効率化ツールの提供等）がもたらす競争上の優位性だけでなく、これまでに供給実績がないこと等による劣位性にも着目した上で、市場からの評価等を基に、その妥当性を確認した。
- ・設備投資計画について、応募事業者によるウエハ1枚の生産に想定される設備投資額が、先端世代を製造・販売する他社と比較して競争可能な水準であると確認した。
- ・災害発生時等の有事への備えについて、生産棟や研究棟の免震性・耐震性の確保、サプライチェーンの可視化やチョークポイントになりうる材料等の把握を通じた周辺倉庫における戦略的な在庫保有や複数調達先の確保等を含めたBCP（事業継続計画）と実行体制が講じられているため、適切であると確認した。
- ・外国政府の政策変更等によって生じうる事業環境の変化への備えについて、一定の想定に基づき適切な対応策を講じることが可能であると確認した。

4. 財務・ガバナンス面

- ・ 3. の事業戦略や生産設備の整備に係る計画等に照らし、財務計画が適切であると認められる。
- ・ 特定取組の実施期間内に、営業活動によるキャッシュ・フローの継続的な黒字化、最終的には営業利益の黒字化、フリー・キャッシュ・フローの黒字化が見込まれると認められる。
- ・ 特定取組の実施期間内において、先端世代を製造・販売する他社の水準も踏まえ、自己資本比率が適正な水準と見込まれると認められる。
- ・ 応募事業者が受けようとする政府・IPA からの出資や現物出資、債務保証等について、当該措置がない限り、必要かつ十分に特定取組を行うことが困難であると認められる。
- ・ 必要な資金に対して十分な資金調達が計画されており、民間投資家や民間金融機関等からの資金調達が最大限図られていると認められる。
- ・ 政府・IPA から出資や現物出資を受けようとする際に、発行する株式に係る議決権等について、次の 1 から 4 までのいずれにも該当すると認められる。
 - 1 IPA に対して、一定の議決権を付与すること。
 - 2 IPA に対して、重要な経営事項に対して拒否権を付与すること。
 - 3 IPA に対して、経営に不測な事態が発生した場合等において、IPA が機動的に能動的なガバナンスを発揮することができる権利を付与すること。
 - 4 公的資金の回収が最大限見込まれること。
- ・ 公募対象半導体の生産に係る人材確保・育成に係る取組について、適切であると認められ、また、次の 1 及び 2 のいずれも満たすと認められる。
 - 1 原則として、半導体に係る人材育成に取り組む産学連携組織に加入し、または当該組織の活動に参加すること。
 - 2 関係する教育機関、研究機関又は技術研究組合等と連携し、1 に規定する産学連携組織の半導体に係る人材育成に係る活動に貢献すること。
- ・ 特定取組を行う者の公募対象半導体の生産に係る実施体制について、経営体制と企業統治体制が適切であると認められる。また、特定取組の適切な実施について、出資者等がモニタリングすることが可能な仕組みが構築されていると認められる。

中期計画、技術開発面、事業面に係る計画に照らして、財務計画（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書等）が適切であり、2029 年度以降の営業キャッシュ・フローの継続的な黒字化、2030 年度頃の営業利益の黒字化、2031 年度頃のフリー・キャッシュ・フローの黒字化が可能となる計画であることを確認した。

また、特定取組の実施期間内の自己資本比率が適正水準となることが見込まれており、適切な資金調達計画となっていることを確認した。組織及び体制構築については、経営体制、企業統治体制及び技術者等の人材確保・育成に係る取組等が適切であることを確認した。

なお、上記の評価にあたっては、例えば、

- ・ 財務計画における数字の整合性
- ・ 各年度に必要とされる支援金額の必要性和妥当性
- ・ 先端世代を製造・販売する他社と比較した自己資本比率等の見通し

- ・ウエハの販売数量と販売価格を踏まえた売上見積もり
- ・建屋建設や製造装置の調達等の設備投資に関する費用見積もり
- ・必要な人材を確保・育成するための給与面や待遇面の対応に必要な費用の見積もり
- ・民間からの資金調達計画と政府支援の内容等を踏まえたキャッシュ・フローの見積もり
- ・応募事業者の経営や企業統治に必要な組織体制や規定類の整備状況と今後の計画等について確認した。

また、選定事業者が政府・IPA から出資や現物出資を受けようとする際、発行する株式に係る議決権等について、情報処理の促進に関する法律の改正に関する 2025 年の第 217 回国会における議論等も踏まえ、次の①から④を受け入れるべきである。

- ①選定事業者の経営判断の迅速性等に配慮しつつも、政府・IPA が一定の議決権を有すること
- ②選定事業者による経営に不測な事態が発生した場合等において、政府・IPA が機動的な対応を行うべく、能動的にガバナンスを発揮できるようにすること
- ③重要な経営事項に対し、政府・IPA が拒否権を有する拒否権付き種類株式を保有すること
- ④民間からの資金調達を促進しつつも、公的資金の回収が最大限見込まれる出資とすること

さらに、政府・IPA は、以下の考え方に基づき選定事業者に対する出資の具体的な設計を行うべきである。

- ・先端半導体産業を取り巻くグローバルな技術動向や市場動向の急激な変化等に適切に対応するため、選定事業者の迅速な経営判断を最大限尊重・確保するとともに、政治・外交的要因や地政学的要因等による顧客確保や資金調達への影響を最小限に留める観点から、平時においては、政府・IPA による議決権保有は抑制的であることが望ましい。他方で、政府・IPA による出資金額の規模の大きさ、経済安全保障の確保、次世代半導体に関する政策目的の達成のためのガバナンスの重要性を踏まえ、政府・IPA による議決権保有は必要である。このため、政府・IPA による議決権保有は、筆頭株主となるための必要最低限の水準とすべく、平時においては、保有する株式が発行株式総数に占める比率にかかわらず、最大の民間株主の議決権保有割合を一定の制度的尤度をもって超える割合を上限として保有（ただし、当該割合よりも保有株式が発行株式総数に占める比率が小さい場合は、保有する株式に応じた議決権を保有）すること。

その際、経営上特に重要な株主総会決議事項である取締役の選任や株式の発行、株式公開の申請に伴い必要となる定款の変更について、株主間の意見不一致により長期間否決状況が継続され、機関決定ができない状況に陥った場合、選定事業者による事業運営、ひいては経済安全保障や次世代半導体に関する政策目的の実現に支障が生じるおそれがある。このため、政府・IPA は、重要な事由に関する機関決定ができない状況に陥った場合、最大の議決権保有者として、選定事業者や他の民間株主と協議した上で当該重要な事由に関する方針を決定できること。

- ・選定事業者において、①経営改善を講じた上でなお、今後の事業展開に深刻な問題が発生することにより短中期的に支払不能または債務超過が発生する見通しが高い場合、②主要経営者が

長期間職務遂行不能（病気による長期療養や不慮の事故等）とみなされる場合、③発行会社による粉飾決算や法令違反、重大な契約違反、政府に対する虚偽報告が発覚した場合といった、経営上重大な懸念が発生している有事であって、かつ、選定事業者との協議を経ても改善が具体的に見込まれない場合は、政府・IPA が、その立て直しに必要な対応を他の民間投資家と誠実に協議した上で機動的に実施できる設計とすることが適当である。このため、保有する株式が発行株式総数に占める比率の許す範囲内で、株主総会における特別決議に必要な全議決権のうち 2/3 以上の議決権、または可能な限りそれに近い議決権を保有すること。

- ・経済安全保障上の懸念または次世代半導体に関する政策目的の達成が困難になる懸念が生じることを防ぐため、政府・IPA が、解散や定款の変更など事業の継続に関わる事項、取締役の選解任や第三者による株式取得、組織再編など経営体制の変更に関わる事項、事業の譲渡や資産の処分、技術提携など資産・技術の流出に関わる事項といった、重要な経営事項に関する機関決定に対して、事実上の拒否権が付与された種類株式、いわゆる黄金株を保有すること。

その際、取締役の選解任に関する拒否権について、最大の民間株主の議決権保有割合が一般的慣行として会社の経営方針に変化をもたらす可能性があると考えられる一つの基準である 5 %未満の場合は、経済安全保障上の懸念または次世代半導体に関する政策目的の達成が困難になる懸念が生じる可能性は低いと考えられるため、拒否権の対象外とすること。また、一般的な慣行を踏まえ、政府・IPA が合意した範囲内で従業員や役員に対してストックオプションを発行する場合について、機動的な人材確保を促進する観点から、拒否権の対象外とすること。

- ・1株あたりの払込金額や期待リターンについて、政府・IPA と他の民間株主との間で同等とすること。また、剰余金配当、残余財産分配その他の経済的価値に関する条件について、政府・IPA と他の民間株主との間で、議決権の有無も含めて総合的に考えた場合に劣後しない形とすること。

※政府・IPA は、平時において保有する議決権や黄金株による拒否権の行使について、それらの権利保有の趣旨を明確化するため、権利行使に係る基準を定めるとともに、それを公表すべきである。

※最大の議決権を保有する政府・IPA から取締役を派遣することも選択肢として考えられるが、上記のとおり政府・IPA の議決権保有による顧客確保や資金調達への影響等にも関わるため、今後、選定事業者をモニタリングし、選定事業者の取締役会の構成等も確認する中で、その必要性を検討していくべきである。

※上記株式設計に関する方針は、今後の選定事業者の事業環境や資本市場からの評価等を踏まえ、必要に応じて見直されるべきである。

5. その他

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・特定取組を実施するために必要な国・地方公共団体その他の関係者との連携、その特定取組の実施による我が国経済社会の発展、地域経済の活性化への寄与に関する事項について、適切であると認められ、次の 1 及び 2 のいずれも満たすと認められる。 |
|--|

- 1 実施するデジタル社会の形成に関する施策（半導体に係る人材育成や研究開発及び実証に関する施策等）との連携を十分に行うことができる体制を有し、または今後有することが見込まれること。
 - 2 特定取組の実施が、国や自治体の施策と相まって、我が国経済社会の発展、地域経済の活性化にも寄与するものとなるよう努めるとともに、その想定される寄与の内容や度合いの試算等を示すこと。また、サプライチェーンの検討・構築にあたっては、国内事業者を可能な限り参画させるように努めること
- ・特定取組に関する信頼性の確保等について、次の1から4までのいずれにも該当すると認められる。
- 1 特定取組を行う者が、過去三年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準に反しておらず、かつ外国の法的環境等により特定取組の適切性が影響を受けるものでないこと。
 - 2 公募対象半導体の生産に係る事業継続計画の策定等のリスク管理が適切に実施されていること。
 - 3 公募対象半導体の生産に係る国内関係法令を遵守すること。
 - 4 公募対象半導体のサイバーセキュリティの確保に関する対策並びに公募対象半導体の生産施設におけるサイバーセキュリティの確保に関する対策が講じられていること。

6. 事業上のリスクを見込んだ実施計画の妥当性

実施計画の審査にあたって、事業上のリスクが見込まれる要素のうち、特に影響が大きいもの（歩留まり改善や量産立ち上がりの遅れ、売価の下落、需要の減退による顧客の逸失、設備投資費の上昇、原材料費の高騰、人件費の上昇等）を想定した複数のストレスケースを作成し、技術開発面、事業面、財務面への影響を分析した。

その結果、これらのストレスケースが実際に発生した場合、特定取組期間中の累積フリー・キャッシュ・フローが一定程度下振れし、それに相当する資金需要が追加で発生するが、その場合であっても、AI・半導体産業基盤強化フレームに基づく金融支援の活用も想定しつつ、官民が連携することで必要な資金を調達することができれば、引き続き2020年代後半の我が国における公募対象半導体の生産開始、その後の取組の継続、営業キャッシュ・フローの継続的な黒字化、営業利益の黒字化、フリー・キャッシュ・フローの黒字化等が見込まれると確認した。

7. 政府支援の前提条件

政府・IPAが出資や債務保証等の金融支援を行うにあたっては、予算政府案等を国会に提出し、国会で議決された上で、その後金融支援が実際に必要となったタイミングで、その時点の実施計画の進捗状況等を確認し、引き続き支援の必要性が認められた場合にのみ実施されるものであることに留意すべきである。

実施計画への反映を求める事項

政府・IPA からの出資について、実施計画へ反映させるべき内容は以下のとおりである。

- ・政府・IPA の出資によって獲得する議決権は、筆頭株主である位置づけを確保するための必要最低限の水準とするべく、平時においては、保有する株式が発行株式総数に占める比率にかかわらず、最大の民間株主の議決権保有割合に 1 %を加えた数を上限として（ただし、当該割合よりも保有株式が発行株式総数に占める比率が小さい場合は、保有する株式数に応じて）保有すること。
- ・政府・IPA の保有する株式には、経営上特に重要な株主総会決議事項（取締役の選任、株式の発行、株式公開の申請に伴い必要となる定款の変更）について、株主間の意見不一致により機関決定ができない状況に陥った場合、選定事業者や他の民間株主と協議した上で当該事項に関する方針を決定できる権利を付与すること。
- ・政府・IPA の保有する株式には、選定事業者において経営上重大な懸念が発生している有事（①経営改善を講じた上でなお、今後の事業展開に深刻な問題が発生することにより短中期的に支払不能又は債務超過が発生する見通しが高い場合、②主要経営者が長期間職務遂行不能（病気による長期療養や不慮の事故等）とみなされる場合、③発行会社による粉飾決算や法令違反、重大な契約違反、政府に対する虚偽報告が発覚した場合）であって、かつ、選定事業者との協議を経ても改善が具体的に見込まれない場合、保有する株式が発行株式総数に占める比率に相当する議決権を獲得する権利を付与すること。
- ・政府・IPA が、以下に定める重要な経営事項に関する機関決定に対して、黄金株を保有することを許容すること。
- ・政府・IPA の保有する株式の 1 株あたりの払込金額や想定期待リターンについては、政府・IPA と他の民間株主との間で同等とすること。また、剰余金配当、残余財産分配その他の経済的価値に関する条件についても、政府・IPA と他の民間株主との間で、議決権の有無も含めて総合的に考えた場合に劣後しない形とすること。

（黄金株の保有によって、政府・IPA が拒否権を保有すべき機関決定）

- ① 解散
- ② 以下の内容を変更する旨の定款変更
 - （ア）当会社の目的
 - （イ）機関設計
 - （ウ）発行可能株式総数
 - （エ）株式の譲渡制限
 - （オ）各種類株式の内容
- ③ 資本金の額の減少又は資本準備金の額の減少

- ④ 取締役の選任又は解任（ただし、取締役の選任又は解任にかかる株主総会決議時点において、公的主体以外の単一の株主又は単一の株主とその共同保有者が100分の5以上の議決権比率を有する場合に限る）
- ⑤ 株式の譲渡に係る承認
- ⑥ 募集株式、募集新株予約権、募集新株予約権付社債又は株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債を取得できる権利の発行、処分又は付与（一般的な慣行を踏まえて政府・IPAが合意した範囲内で従業員や役員に対しストックオプションを発行する場合を除く）
- ⑦ 他の会社の株式又は持分の取得
- ⑧ 株式又は持分の保有を伴う会社の設立
- ⑨ 株式の併合
- ⑩ 吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、株式交付、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡、保有する他の会社の株式若しくは持分の譲渡、事業の全部の賃貸、事業の全部の経営の委任及び三角組織再編
- ⑪ コア技術に関連する資産の処分であって、かつ、事業に重要な影響を与えうるもの
- ⑫ 第三者との間におけるコア技術に関連する契約の締結、変更、承継であって、かつ、事業に重要な影響を与えうるもの
- ⑬ 取締役会決議事項の変更（①から⑫に係る取締役会決議事項の変更に限る）

政府・IPA による実施計画の進捗状況に係るモニタリング

政府・IPA は、選定事業者の取組が多額の国費を投じて実施されることに鑑み、本選定プロセスを通じて事業者を選定した場合、選定後においても選定事業者の実施計画の進捗を確認し、必要な場合には選定事業者に計画変更を求めるため、選定事業者の事業活動について定期的かつ網羅的にモニタリングを行うべきである。

その際、政府・IPA は、以下の①モニタリング項目について、選定事業者の負担にも配慮しつつ、その目標達成状況や今後の見通し等を確認するとともに、②マイルストーンの達成見込みへの影響や、必要に応じて具体策の検討が適切に行われているかを確認すべきである。

政府・IPA は、こうしたモニタリング結果について、今後当面の間、少なくとも3ヵ月に1度、次世代半導体等小委員会に説明するとともに、選定事業者の取組の進捗状況や事業環境・技術動向の変化等を踏まえ、柔軟に実施計画の内容の変更・追加を検討し、選定事業者と協議すべきである。また、経営上重大な懸念が発生し、改善が見込まれない等、不測の事態が発生した場合等においては、その状況に応じて支援継続の可否を含め、必要な対応を機動的に行うべきである。

さらに、政府・IPA は、実施計画に基づき追加の出資やその他の金融支援を講じる際、その前提となる実施計画が足下の進捗状況やその後の見通しに照らして適切であり、当該支援が必要であることを十分に確認した上で実施すべきである。

なお、政府・IPA は、本選定プロセスやモニタリングを通じて入手した情報について、選定事業者のビジネス上の機密事項を含む情報であるため、その開示等によって事業者の競争上の優位性を阻害し、我が国の経済安全保障や次世代半導体政策の目的の達成をかえって阻害することがないように、情報の取扱いには厳重に注意すべきである。また、①モニタリング項目について、選定事業者の事業環境等を踏まえ、必要に応じて追加・変更等を検討すべきである。

①モニタリング項目

(技術面)

- ・ NEDO プロジェクト（前工程・後工程）のステージゲート項目
- ・ トランジスタ性能改善への取組状況
- ・ 歩留まり改善の状況
- ・ 生産ラインのスループットの状況
- ・ PDK 等の開発状況
- ・ 後続ノード等の技術開発状況
- ・ 事業継続に必要な不可欠な知的財産を構築し、保護・活用するための取組状況
- ・ 必要な技術人材を確保・育成するための取組状況
- ・ 技術流出対策の計画の執行・運用状況

(事業面)

- ・ 実施計画において想定した市場・競争環境と実際の環境の乖離の有無やその程度

- ・マーケティング活動の状況
- ・今後の生産規模の見込みを踏まえた設備投資の進捗状況
- ・業界の技術動向・生産規模見込み・顧客獲得戦略等を含めた競争環境
- ・販売・売上の状況
- ・装置・素材の調達状況や建設業者等との契約状況
- ・物価上昇や為替変動、外国政府の政策変更によって生じる可能性のある事業環境の変化や顧客獲得戦略への影響等の見通し

(財務・ガバナンス面)

- ・貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書の内容（売上高、売上総利益、営業利益、当期純利益の水準等）
- ・運転資金の状況
- ・自己資本比率やD/E レシオの水準及び今後の見通し
- ・調達資金の活用や今後の必要資金の確保に関する投資家や金融機関とのコミュニケーションの状況
- ・取締役会等重要な社内会議の状況
- ・取締役の構成や会社の機関設計等、ガバナンス体制に関する方針と取組状況
- ・必要な人材を確保・育成するための取組の状況や今後の見通し

(その他)

- ・雇用創出、投資誘発、経済的波及効果等の状況
- ・応募事業者の事業による装置・素材等関連産業の活性化の状況
- ・我が国製造業等における最先端半導体の活用状況
- ・国の機関や地元自治体・教育機関・経済団体等との連携状況

②マイルストーン

2025 年度後半	先行評価用 PDK リリース
2026 年度後半	PDK リリース
2027 年度後半	前工程に関する NEDO プロジェクトの完了
2027 年度後半	2 ナノメートル世代のロジック半導体の量産開始
2027 年度後半	後工程に関する NEDO プロジェクトの完了
2028 年度前半	先端パッケージの量産開始
2029 年度頃	営業キャッシュ・フロー黒字化
2031 年度頃	フリー・キャッシュ・フロー黒字化
2031 年度頃	株式市場への上場